

令和2年度 第1回島原市総合教育会議次第

日時：令和2年11月5日（木）

14時00分～

場所：本庁2階会議室2A

1 開会

2 市長（議長）あいさつ

3 議題

（1）GIGAスクール構想によるICT活用について

（2）令和5年（2023年）以降の成人式のあり方について

（3）学校施設の活用について

4 その他（意見交換）

5 閉会

[資料]

議題検討用資料（別葉）

令和2年度第1回 島原市総合教育会議 議題検討用資料

【議題】

- (1) GIGAスクール構想によるICT活用について・・・P1～2
- (2) 令和5年（2023年）以降の成人式のあり方について・・・P3～4
- (3) 学校施設の活用について・・・P5～12

GIGA スクール構想による ICT 活用について

1 一斉学習用として

(1) 資料の提示

- ① 課題把握のために問題提示
- ② 思考を深めるために児童生徒の考えや作品を提示

2 個別学習用として

(1) 録音・録画

- ① 国語の授業で、スピーチの様子を録画し、振り返る。
- ② 理科の授業で、観察・実験の様子を録画し、深く分析・考察する。
- ③ 体育の授業で、鉄棒や跳び箱の様子を録画し、試技を確認する。

(2) 繰り返し試行

- ① 数学の授業で、二次関数の式の値を変化させて、グラフの変化について考察する。
- ② プログラミング教育

(3) 情報活用

- ① 社会科の授業で、収集したデータまとめグラフ化し分析する。
- ② 外国語の授業で、音声に合わせて発音練習をする。

(4) 家庭学習

- ① ドリル学習

3 協働学習用として

- (1) 考えを掲示し意見を交流させる。
- (2) 協働制作
- (3) 総合的な学習の時間で、遠くの学校との交信
- (4) 専門家や一流選手と交信

4 臨時休業対策用として

- (1) 出欠・健康観察確認
- (2) リモート授業

- ① Classroom (クラスルーム)・・・情報共有(掲示板、課題の配布回収)
- ② Google Forms (フォーム)・・・健康観察、アンケート作成、回答、分析
- ③ Eboard (イーボード)・・・映像授業の視聴、デジタル問題集

5 その他

学校におけるICTを活用した学習場面

各教科等の指導でICTを活用することは、子供たちの学習への興味・関心を高め、分かりやすい授業や「主体的・対話的で深い学び」の実現や、個に応じた指導の充実に資するもの。

A 一斉学習	B 個別学習	C 協働学習
挿絵や写真等を拡大・縮小、画面への書き込み等を活用して分かりやすく説明することにより、子供たちの興味・関心を高めることが可能となる。	デジタル教材などの活用により、自らの疑問について深く調べることや、自分に合った進度で学習することが容易となる。また、一人一人の学習履歴を把握することにより、個々の理解や関心の程度に応じた学びを構築することが可能となる。	タブレットや電子黒板等を活用し、教室内の授業や他地域・海外の学校との交流学習において子供同士による意見交換、発表などお互いを高めあう学びを通じて、思考力、判断力、表現力などを育成することが可能となる。
A1 教員による教材の提示  画像の拡大提示や書き込み、音声、動画などの活用	B1 個に応じる学習  B2 調査活動  一人一人の習熟の程度等に応じた学習 インターネットを用いた情報収集、写真や動画等による記録	C1 発表や話し合い  C2 協働での意見整理  グループや学級全体での発表・話し合い 複数の意見・考えを議論して整理
B3 思考を深める学習  シミュレーションなどのデジタル教材を用いた思考を深める学習	B4 表現・制作  マルチメディアを用いた資料、作品の制作 B5 家庭学習  情報端末の持ち帰りによる家庭学習	C3 協働制作  C4 学校の壁を越えた学習  グループでの分担、協働による作品の制作 遠隔地や海外の学校等との交流授業

令和5年（2023年）以降の成人式のあり方について

1. 検討を要する背景

平成30年6月、民法の一部を改正する法律（平成30年法律第59号）により、令和4年4月1日から民法（明治29年法律第89号）の定める成年年齢が18歳に引き下げられることになった。成年年齢を18歳に引き下げるとは、18歳、19歳の若年者に早くから社会の構成員としての自覚を持たせることにつながり、また、若年者を将来の国づくりの中心にするという国の考えを反映させたものである。

他方で、成人式については、その実施の具体的な方法が法律で定められているわけではなく、その対象年齢を何歳とするか等、成人式の在り方については、地方公共団体の判断で決められている。民法による成年年齢の引下げによって、成人式の対象年齢など、その在り方等について事実上の影響を及ぼす可能性があることについては、国会審議の場でも様々な問題点が指摘されており、例えば、仮に18歳の方を対象として、1月に行われることになると、対象となる方の受験期と重なり、出席者が減少するのではないかなど等の問題が指摘された。

これを受け、国においては、地方公共団体が検討の参考になるよう、令和2年3月に「成人式の時期や在り方に関する報告書」を作成し、公表した。（別紙参照）

本市においても、関係者の意見を収集しながら、令和5年以降の成人式の対象年齢について、検討を進めてきた。

2. 関係者の聞き取りの状況

（1） 市内各高等学校長の意見としては下記のとおり

問：令和5年以降の成人式の対象年齢を18歳にすることについて

（賛成2、反対1、どちらとも言えない2）

○賛成 法的に成年となる以上、自覚を持たせるための儀式は必要。また式を行うことで社会も成人として認めることが大切。（島原工業）

民法の改正に対する議論ができないので、成人式の対象年齢を18歳にすることは当然のことだと思う。（島原中央）

○反対 大学入試や各資格検定を控えた大切な時期であり、人生を左右すると言っても過言ではなく、学業を最優先させるべきで、高校3年生に参加させることに反対。（島原商業）

また、成人式といえば、男性はスーツ姿、女性は振袖姿。髪型も工夫を凝らし化粧もするだろう。高校生にとっては行き過ぎているし、就職・進学を目前に保護者にさらなる経済的負担をかけることになる。（島原商業）

○どちらでもない

今のところはなんとも判断できない。（島原高校）

18歳での成人式のイメージが湧かない。（島原農業）

(2) 県内他市の状況について（12市中 20歳4市、未決定8市）

市 名	成年年齢について		備 考
	方針	内部の状況	
南島原市	未決定	20歳の方向で協議中	
雲仙市	20歳		
長崎市	20歳		「二十歳のつどい」に名称変更
佐世保市	20歳		
諫早市	未決定		
大村市	20歳		
平戸市	未決定	20歳の方向で協議中	「はたちのつどい」に名称変更予定
松浦市	未決定	20歳の方向で協議中	「はたちのつどい」に名称変更予定
対馬市	未決定	20歳の方向で協議中	中高生及びその保護者にアンケート (8割が20歳希望)
壱岐市	未決定		
五島市	未決定		
西海市	未決定		

3. 本市の方向性

「成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議」の「成人式の時期や在り方等に関する分科会」の意見や、市町村調査、世論調査、全国高等学校PTAのアンケートにおいては、20歳を成人式の対象年齢とする意見が多くを占めている。

主に、18歳の成人式は、受験、就職などを直前に控え、家庭の経済的負担が心配される意見も多く、対象者の時間的・精神的負担を危惧する考えも示されていた。

一方、20歳の成人式は、「参加者本人だけでなく家族も含めて落ち着いた環境で成人を祝うことができ、家族、旧友、地域社会とのつながりをしっかりと確認することもできる。」「一度その地域を離れた人が成人式を機会に帰省し、同窓生と交流することで、Uターン就職のモチベーションが生まれ、地域の活性化につながる。」などの考えも示されていた。

【事務局案】

- ・ 故郷の良さを感じ取り、定住促進につなげるためにも本市としては20歳で実施する。
- ・ 名称は、「はたちのつどい」「20歳を祝う会」など検討する。
- ・ 18歳に達する年には高等学校等で成年に達したことの自覚を促すための取組を県教委を通して働きかける。

学校施設の活用について

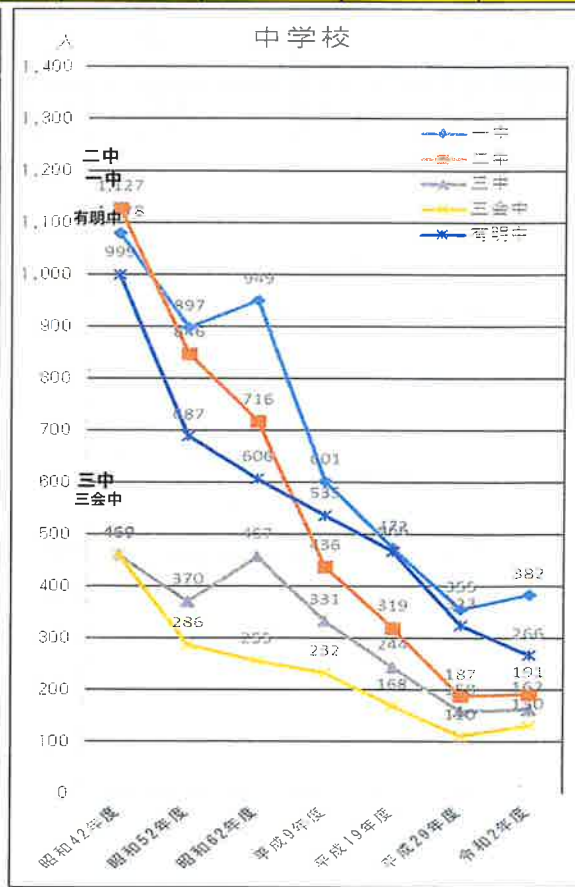
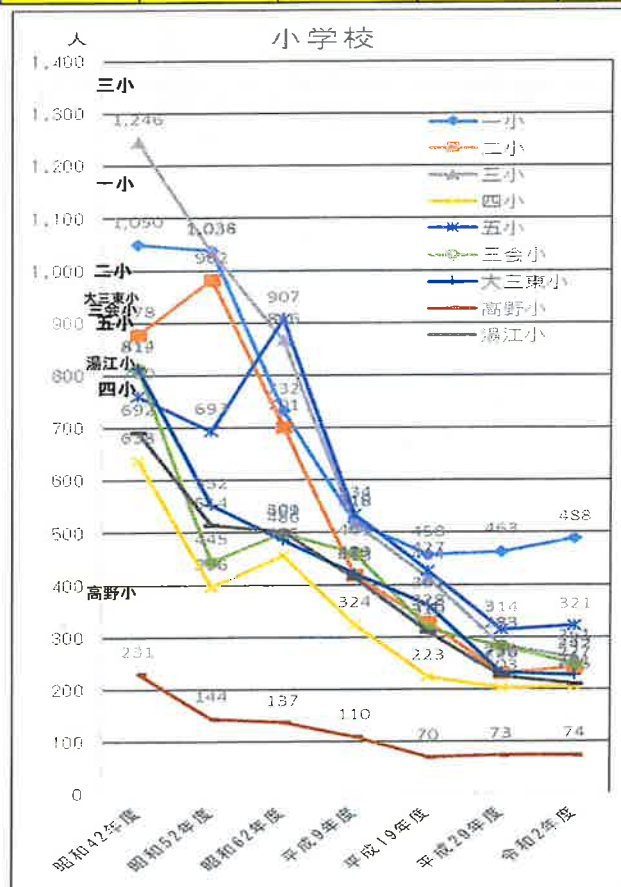
1 児童生徒数のこれまでの推移

現在の小中学校の校舎が建築され始めた約 50 年前の昭和 42 年度から令和 2 年度までの市内児童生徒数の推移をみると、小中学校の減少率は 69.7% で、昭和 42 年度の児童生徒数の約 30% までに減少している。減少率が大きい小学校は、三小 79.1%、二小 72.4%、大三東小 72.1% で、中学校は二中 83.1%、有明中 73.4%、三会中 71.7% となっている。

過去53年間の児童生徒数推移

各年5月1日現在（単位：人）

学校名	昭和42年度	昭和52年度	昭和62年度	平成9年度	平成19年度	平成29年度	令和2年度	増減率 (S42比較)
一小	1,050	1,038	732	519	458	463	488	-53.5%
二小	878	982	701	419	328	230	242	-72.4%
三小	1,246	1,035	866	516	414	283	261	-79.1%
四小	638	396	455	324	223	203	205	-67.9%
五小	760	693	907	534	427	314	321	-57.8%
三会小	812	445	499	461	316	283	249	-69.3%
大三東小	814	552	486	421	361	232	227	-72.1%
高野小	231	144	137	110	70	73	74	-68.0%
湯江小	692	514	501	413	310	226	211	-69.5%
計	7,121	5,799	5,284	3,717	2,907	2,307	2,278	-68.0%
学校名	昭和42年度	昭和52年度	昭和62年度	平成9年度	平成19年度	平成29年度	令和2年度	増減率 (S42比較)
一中	1,078	897	949	601	472	355	382	-64.6%
二中	1,127	846	716	436	319	187	191	-83.1%
三小	460	370	457	331	244	158	162	-64.8%
三会中	459	286	255	232	168	110	130	-71.7%
有明中	999	687	606	535	466	323	266	-73.4%
計	4,123	3,086	2,983	2,135	1,669	1,133	1,131	-72.6%
総数	11,244	8,885	8,267	5,852	4,576	3,440	3,409	-69.7%



2 児童生徒数の今後の推移見込み

令和2年度から今後5年間の市内児童生徒数の推移見込みをみると、小中学校の減少率は0.6%で、ほぼ横ばいになっている。

小学校では、高野小 25.7%、四小 24.9%、三小 14.2%と減少見込みの学校もあるが、二小 18.6%、大三東小 11.9%と増加見込みの学校もある。

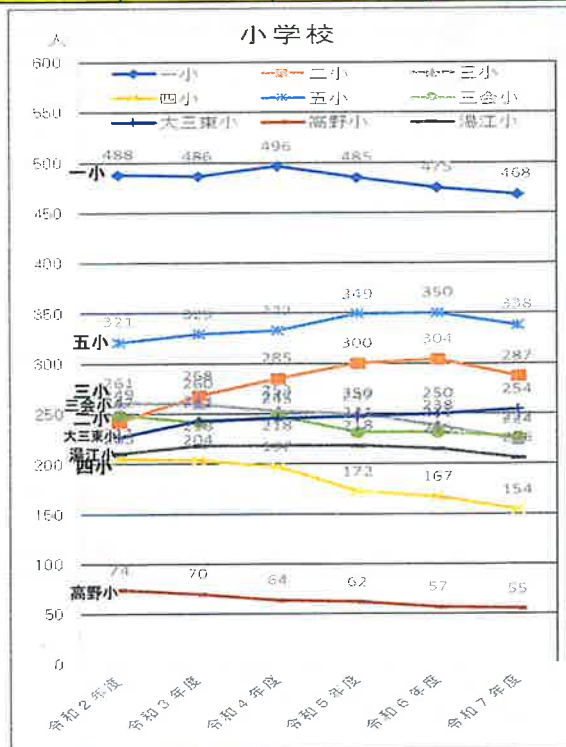
中学校では、一中 6.8%、三会中 4.6%と減少見込みの学校もあるが、二中 15.7%、有明中 14.7%と増加見込みの学校もあり、平均で4.0%の増加となっている。

これらから、小学校では高野小、四小、中学校では一中、三会中などが今後は余裕教室が増加し、また小学校では二小、大三東小、中学校では二中、有明中などが今後は余裕教室が減少するとも言えるが、1学級あたりの児童生徒数は40人以下（学年で上限設定あり）とされており、児童生徒数の増減が即教室数に反映されないところでもある。

今後5年間の児童生徒数推移見込み

(単位:人)

学校名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	増減率 (R2比較)
一小	488	486	496	485	475	468	-4.1%
二小	242	268	285	300	304	287	18.6%
三小	261	260	253	250	238	224	-14.2%
四小	205	204	197	172	167	154	-24.9%
五小	321	329	332	349	350	338	5.3%
三会小	249	241	247	231	231	227	-8.8%
大三東小	227	243	245	247	250	254	11.9%
高野小	74	70	64	62	57	55	-25.7%
湯江小	211	218	218	218	215	206	-2.4%
計	2,278	2,319	2,337	2,314	2,287	2,213	-2.9%
学校名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	増減率 (R2比較)
一中	382	361	363	340	350	356	-6.8%
二中	191	201	211	211	217	221	15.7%
三中	162	166	160	162	167	170	4.9%
三会中	130	125	120	118	121	124	-4.6%
有明中	266	265	288	291	300	305	14.7%
計	1,131	1,118	1,142	1,122	1,155	1,176	4.0%
総計	3,409	3,437	3,479	3,436	3,442	3,389	-0.6%



3 学校教室の用途状況

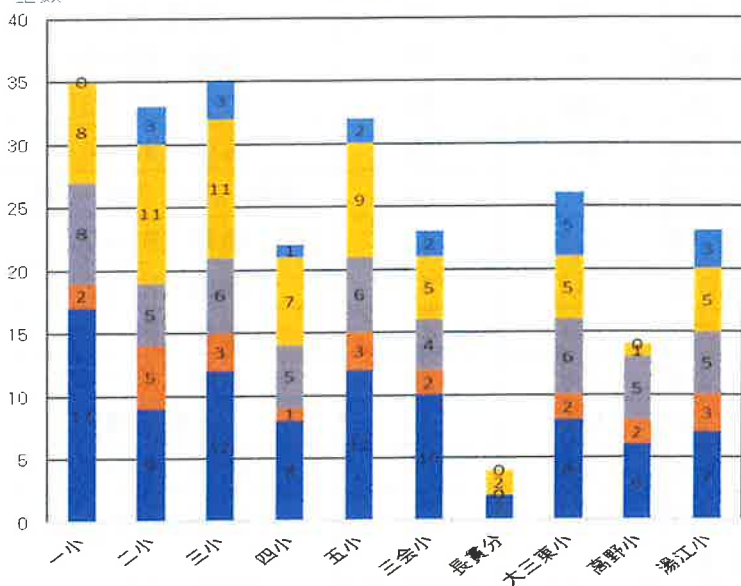
学校教室については、現在全学校とも全ての教室が用途指定されており、空き教室は無い。用途変更の可能性のある教室としては、複数ある特別教室、学習室、特別活動教室等の中から可能性のある教室を挙げており、多いのは二中 13 室、有明中 7 室であるが、用途変更にあたっては十分な精査が必要である。

また、1 学級あたりの児童生徒数については、50 年程前は 45 人であったが、現在は小学 1 年生が 30 人、小学 2 年生、小学 6 年生、中学 1 年生が 35 人、それ以外の学年は 40 人が上限となっており、以前に比べて教室数も必要となっている。

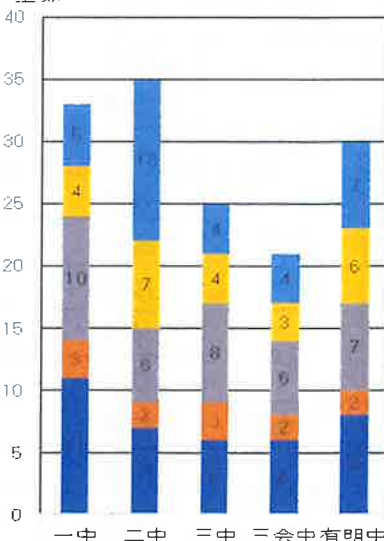
各小中学校教室内訳							(単位：室数)
学校名	普通教室	特別支援教室	特別教室	その他教室	用途変更の可能性のある教室	総教室数	備考
一小	17	2	8	8	0	35	H23 建築
二小	9	5	5	11	3	33	R7～8 解体除却
三小	12	3	6	11	3	35	H24 建築
四小	8	1	5	7	1	22	H12 建築
五小	12	3	6	9	2	32	R8 解体除却
三会小	10	2	4	5	2	23	
長貫分	2	0	0	2	0	4	
大三東小	8	2	6	5	5	26	
高野小	6	2	5	1	0	14	
湯江小	7	3	5	5	3	23	
計	91	23	50	64	19	247	
学校名	普通教室	特別支援教室	特別教室	その他教室	用途変更の可能性のある教室	総教室数	備考
一中	11	3	10	4	5	33	
二中	7	2	6	7	13	35	R7 解体除却
三中	6	3	8	4	4	25	
三会中	6	2	6	3	4	21	
有明中	8	2	7	6	7	30	
中学計	38	12	37	24	33	144	

※職員室等学校運営に必要な部屋はカウントしていない
 ※普通教室規格の半分の面積の部屋はカウントしていない
 ※普通教室規格の部屋が 2 分されている場合は、1 つとカウント
 ※2 教室分の面積がある部屋は 2 つにカウント
 ※教室は全て用途は指定されており、空き教室は無い

室数 小学校



室数 中学校



■ 普通教室 ■ 特別支援教室 ■ 特別教室 ■ その他教室 ■ 用途変更の可能性のある教室

4 公共施設等総合管理計画

小中学校の校舎 28 棟のうち、築 50 年以上が 6 棟、40 年～49 年が 13 棟、30 年～39 年が 6 棟、30 年未満が 3 棟となっており、築 30 年以上の老朽化した校舎が 25 棟で全体の 89.3% を占めており、公共施設等総合管理計画の個別施設計画により、改修、集約、解体除却等を年次計画により行っているところである。

令和 8 年度までの第 1 期方針では、令和 7 年度に二小 1 棟、二中 1 棟、令和 8 年度に五小 1 棟を解体除却する計画であるが、除却に伴う音楽室等特別教室の移転に際し、防音壁等の機能も移転する必要があるなど、一定の経費がかかるため、費用対効果を慎重に検討する必要がある。

個別施設計画（学校校舎）

No.	学校名	棟名	面積(㎡)	建築年度	経過年数	方針（H29～R38）
1	一小	校舎	1,247	S53	42	改修（R5～6）
2		校舎	1,419	S57	38	改修（R5～6）
3		校舎	3,713	H23	9	改修（第2期）
4	二小	校舎	6,643	S46	49	集約（R7～8：3棟→2棟）
5	三小	校舎	2,081	S55	40	改修（R4～5）
6		校舎	3,360	H24	8	改修（第3期）
7	四小	校舎	5,042	H12	20	改修（第2期）
8	五小	校舎	1,123	S58	37	改修（R1～2）
9		校舎	2,079	S53	42	改修（R1～2）
10		校舎	952	S38	57	集約（R8：解体集約）
11		校舎	386	S37	58	集約（第3期）
12	三会小	校舎	1,738	S39	56	改修（H29～30）
13		校舎	1,565	S54	41	改修（H29～30）
14	長貫分校	校舎	296	S51	44	集約（第2期）
15	大三東小	校舎	2,189	S43	52	改修（R4～5）
16		校舎	1,393	S61	34	改修（R4～5）
17	高野小	校舎	1,742	S55	40	改修（R8）
18	湯江小	校舎	2,544	S46	49	改修（R2～3）
19		校舎	967	S62	33	改修（R2～3）
20	一中	校舎	4,652	S42	53	改修（R3～4）
21	二中	校舎	1,074	S51	44	集約（R7：3棟→2棟）
22		校舎	2,700	S52	43	改修（R1～2）
23		校舎	2,369	S53	42	改修（R1～2）
24	三中	校舎	2,333	S54	41	改修（R5～6）
25		校舎	1,385	S55	40	改修（R5～6）
26	三会中	校舎	3,141	S56	39	改修（R8）
27	有明中	校舎	3,572	S59	36	改修（R4～5）
28		校舎	1,322	S37	58	改修（R4～5）
計			63,027			

直近5年間の学校施設工事請負費

(単位：円)

学校名	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	総計
01第一小	107,471,880	5,853,600	5,186,160	1,740,960	3,596,400	123,849,000
エアコン					2,516,400	2,516,400
外構				693,360		693,360
校舎付属	1,555,200	5,853,600	5,186,160	1,047,600	1,080,000	14,722,560
体育館	105,916,680					105,916,680
02第二小	110,054,160	9,815,040	1,641,600	2,268,000	52,107,000	175,885,800
エアコン					52,107,000	52,107,000
プール		9,231,840	561,600			9,793,440
校舎付属	1,134,000	583,200		2,268,000		3,985,200
体育館	108,920,160		1,080,000			110,000,160
03第三小	111,836,160		653,400	6,723,880	5,400,280	124,613,720
トイレ					836,000	836,000
プール	5,346,000					5,346,000
外構				1,339,000	2,158,040	3,497,040
外壁改修				4,142,880		4,142,880
校舎付属	3,167,640		653,400	1,242,000	2,406,240	7,469,280
体育館	103,322,520					103,322,520
04第四小	19,818,000			26,284,770		46,102,770
校舎				24,295,680		24,295,680
校舎付属				1,989,090		1,989,090
体育館	19,818,000					19,818,000
05第五小	23,337,720	1,971,000	1,559,520	10,250,280	21,051,500	58,170,020
エアコン					1,533,600	1,533,600
トイレ				1,285,200	19,517,900	20,803,100
屋上防水	7,074,000					7,074,000
外構				56,160		56,160
校舎付属	1,888,920	1,971,000	1,559,520	8,908,920		14,328,360
電気設備	14,374,800					14,374,800
06三会小	10,559,160	1,544,400	146,182,320	559,440	11,617,100	170,462,420
エアコン			23,186,520			23,186,520
トイレ	10,559,160					10,559,160
屋上防水					11,617,100	11,617,100
外構				559,440		559,440
外壁改修			122,995,800			122,995,800
校舎		1,544,400				1,544,400
07長貢分校				1,749,600	1,265,000	3,014,600
エアコン				1,069,200	1,265,000	2,334,200
校舎付属				680,400		680,400
08大三東小	22,558,500		3,612,600	8,850,600	1,287,000	36,308,700
エアコン					1,287,000	1,287,000
トイレ	499,500		1,331,640			1,831,140
プール	20,874,240					20,874,240
屋上防水				8,850,600		8,850,600
校舎付属	1,184,760		2,280,960			3,465,720
09高野小	81,892,080	537,840				82,429,920
外構	1,358,640	537,840				1,896,480
体育館	76,596,840					76,596,840
電気設備	3,936,600					3,936,600
10湯江小	15,221,520	5,196,960	556,200		16,769,160	37,743,840
エアコン					1,738,800	1,738,800

(単位：円)

学校名	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	総計
トイレ			556,200			556,200
屋上防水	9,151,920					9,151,920
校舎付属	3,283,200	5,196,960				8,480,160
体育館	2,786,400				15,030,360	17,816,760
11全小学校					248,798	248,798
電気設備					248,798	248,798
12第一中	94,097,700	5,073,840	2,408,400	1,283,040	12,355,200	115,218,180
エアコン		1,879,200				1,879,200
トイレ					1,263,600	1,263,600
屋上防水	3,780,000					3,780,000
外構				1,283,040	11,091,600	12,374,640
校舎付属	5,553,900	1,944,000	2,408,400			9,906,300
体育館	84,763,800	1,250,640				86,014,440
13第二中	8,461,800		11,392,920	16,158,960	18,930,040	54,943,720
エアコン					2,406,240	2,406,240
屋上防水	7,981,200		11,118,600	14,474,160		33,573,960
外構	480,600		274,320	388,800		1,143,720
校舎付属				1,296,000	1,090,800	2,386,800
電気設備					15,433,000	15,433,000
14第三中	8,244,720	820,800	4,550,040	25,947,000	756,000	40,318,560
エアコン			1,562,760	25,947,000	756,000	28,265,760
屋上防水	8,244,720					8,244,720
校舎付属		820,800	2,987,280			3,808,080
15三会中	5,400,000	2,669,760	4,812,480	12,863,340	39,871,280	65,616,860
エアコン					38,720,000	38,720,000
トイレ					1,151,280	1,151,280
屋上防水	4,082,400			12,747,240		16,829,640
外構	1,317,600		2,199,960	116,100		3,633,660
校舎付属		2,669,760	2,612,520			5,282,280
16有明中	125,529,480	213,840	4,384,800	7,279,200	4,105,080	141,512,400
エアコン					4,105,080	4,105,080
トイレ				864,000		864,000
屋上防水	1,760,400			5,767,200		7,527,600
外構				648,000		648,000
校舎付属		213,840	4,384,800			4,598,640
体育館	123,769,080					123,769,080
17全中学校					966,438	966,438
電気設備					966,438	966,438
総計	744,482,880	33,697,080	186,940,440	121,959,070	190,326,276	1,277,405,746
(うち繰越額84,600千円を含む) (うち繰越額16,461千円を含む)						

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	計
体育館	625,893,480	1,250,640	1,080,000		15,030,360	643,254,480
エアコン		1,879,200	24,749,280	27,016,200	106,435,120	160,079,800
外壁改修			122,995,800	4,142,880		127,138,680
屋上防水	42,074,640		11,118,600	41,839,200	11,617,100	106,649,540
その他	76,514,760	30,567,240	26,996,760	48,960,790	57,243,696	240,283,246

5 学校プール

(1) 施設の現状

児童の水泳教室は、平成31年度まで各校併設の自校プールを利用していたが、毎年一校あたり約120万円の維持管理経費を要しており、また授業の利用期間は1か月と費用対効果が低かったため、令和元年11月の総合教育会議において、自校プール以外の施設の有効活用について検討する旨のご意見をいただいた。

学校プールの年間の維持管理経費試算		H30決算より算定
(単位:円)		
・消毒薬剤	1,285,740	①
・水質検査業務委託料	145,800	②
・保守点検業務委託料	270,000	③
・水道代	1,530,000	④
消耗品費等合計	3,231,540	(A)
・修繕料(大規模修繕の有無により増減あり)	7,500,000	(B)
過去10年(H21~H30)の総額(75,000千円)÷10年 H26三会小(1千万円)、H27大三小(2千万円)改修、二小(1千万円)ろ過器取替等含む		
■ 9校の合計額(年間)	10,731,540	(A)+(B)
■ 1校当たり	1,192,393	(約120万円)

※新築に係る事業費はカウントしていない

(2) 学校水泳授業計画

総合教育会議の意見等を踏まえ、令和2年度から試行的に有明地区3校(大三東小・高野小・湯江小)を対象に、使用料負担が生じない市営有明プールを活用し、民間委託による水泳授業を実施することにしてはいたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため水泳授業は中止になった。

については、令和3年度も引き続き実施する計画である。

学校水泳授業の民間委託に伴う経費 (令和2年度当初予算)						
(単位:円)						
利用施設	学校名	児童数	委託料 一人当たり	1回当たり単価 市営プールは @800	施設使用料	費用合計
市営有明プール	大三東小学校	229人	4,000	@800円×5回	全額減免	916,000
	高野小学校	73人				292,000
	湯江小学校	213人				852,000
小 計		515人				2,060,000
【業務内容】						
①指導助手を委託 (送迎は受託業者が実施。また準備、後片付けは受託業者と学校が協力して実施)						
②水泳授業を一人年5回実施						

(3) 課題

- ・小学校の利用は6月から7月にかけての期間に集中するため、従来の利用者との割り振りの調整が難しい。
- ・市営有明プールではこれ以上の受入れは困難であり、また個別施設計画では、令和6年度から五小、三会小、二小、高野小の4校のプールを廃止し、民間や他の学校プールとの共同利用する計画であるので、有明地区以外の学校についても検討が必要。

学校プール施設

学校名	建築年度	経過年数	工事内容
一小	S48	47年	・プール上屋工事 H6 ・改修工事 H10 ・大プール防水シート張替 H25 事業費7,560千円
二小	S50	45年	・プール上屋工事 H6 ・小プール壁面塗装工事 H13 ・大プール塗装工事 H15 ・鉄骨パイプ穴埋め工事 H24 ・鳥の糞対策 H26 ・ろ過器取替工事 H28 事業費9,232千円
三小	S43	52年	・プール上屋工事 H6 ・プール上屋開口部設置 H16 ・プール入口溝部蓋取替 H17 ・プール水漏れ改修 H19 ・トイレ水洗化・更衣室改修 H20 ・フェンス改修 H27 ・薬剤注入器・ろ過器取替工事 H27 事業費4,504千円
四小	H12	20年	・ポンプ取替工事 H21
五小	S45	50年	・プール上屋工事 H5 ・フェンス扉、テント破損修理 H10 ・上屋壁開口部設置工事 H15
三会小	S49	46年	・放送設備設置 H5 ・通風用タイマー設置工事 H7 ・フェンス全面張替 H8 ・プール床改修工事 H22 事業費6,796千円 ・プール改修工事 H26 事業費10,530千円
大三東小	S47	48年	・水中ポンプ取替工事 H5 ・庇設置工事 H5 ・低学年プール排水改修 H20 ・プール改修工事 H27 事業費20,874千円
高野小	S53	42年	・プール改築 S53 ・南側外壁設置 H14 ・プール改修 H17
湯江小	H15	17年	・プール周囲舗装工事 S55 事業費90,000千円

建築 50年以上	2校
40年～49年	5校
30年～39年	0校
20年～29年	1校
20年未満	1校
計	9校

H27～R6（見込） 学校施設修繕料・工事請負費

（単位：円）

年度	金額
平成27年度	757,964,852
平成28年度	50,425,740
平成29年度	209,021,024
平成30年度	141,335,169
平成31年度	211,521,215
令和2年度（予算）	644,000,000
令和3年度（見込）	181,700,000
令和4年度（見込）	292,500,000
令和5年度（見込）	268,900,000
令和6年度（見込）	170,200,000
H27～R6（見込）総計	2,927,568,000
年度平均	292,756,800

成人式の時期や在り方等に関する報告書

成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議

成人式の時期や在り方等に関する分科会

令和2年3月

内容

成人式の時期や在り方等に関する報告書	1
1 はじめに	3
2 祝日法における成人の日の意義と民法の成年年齢の関係について	6
3 全市区町村を対象とした成人式の実施に関する調査の結果について	6
(1) 現在の成人式について	6
(2) 成年年齢引下げ後の成人式について	8
4 成年年齢引下げに関する世論調査の結果について	10
(1) 成年年齢引下げの成人式の対象年齢	10
(2) 成年年齢引下げ後の成人式の実施時期について	11
5 一般社団法人全国高等学校PTA連合会によるアンケートの結果について	12
6 公益財団法人日本財団による意識調査	12
7 分科会において実施したヒアリング及び意見交換における意見	13
(1) 成人式の意義について	14
(2) 成年年齢引下げ後の成人式の対象年齢及び在り方について	14
8 結語	16

1 はじめに

(1) 成年年齢の引下げ等を内容とする民法改正

平成 30 年 6 月、民法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 59 号）により、令和 4 年 4 月 1 日から民法（明治 29 年法律第 89 号）の定める成年年齢が 18 歳に引き下げられることとなりました。

我が国における成年年齢は、明治 9 年の太政官布告第 41 号以来、20 歳とされてきました。民法は、明治 29 年の制定以来、成年年齢を 20 歳と定めていますが、これは、この太政官布告の規律を引き継いだものといわれています。20 歳という年齢が選ばれた理由については、制定当時の日本人の精神的成熟度や平均寿命のほか、諸外国における成年年齢等を総合的に考慮した結果であるといわれています。以来、我が国においては、法律の世界のみならず、一般国民の意識においても、20 歳という年齢が大人と子供の範囲を画する基準とされてきました。

しかし、近年、憲法改正国民投票の投票権年齢や公職選挙法の選挙権年齢などが 18 歳以上と定められ、18 歳、19 歳の若年者を大人として扱うという政策が進められてきました。こうした政策は、18 歳、19 歳の若年者が国政の重要な事項に関して判断力を有することを前提とするものであり、このことを踏まえ、市民生活に関する基本法である民法においても 18 歳以上の方を大人として取り扱うのが適当であると考えられます。また、世界的にも、成年年齢を 18 歳とする国が多いのが実情です。こうした状況を踏まえ、平成 30 年 3 月 13 日、成年年齢を引き下げること等を内容とする「民法の一部を改正する法律案」が第 196 回国会（常会）に提出され、同年 6 月 13 日、法律として成立しました（平成 30 年法律第 59 号）。これにより、18 歳、19 歳の若年者は、契約を締結する判断能力を有する主体として位置づけられるとともに、親権に服さないこととなり、親権者による監護・教育の下から離脱することになります。急速な少子高齢化が進む現代の日本社会においては、我が国の将来を担う若年者が、社会・経済において積極的な役割を果たすことが期待されています。成年年齢を 18 歳に引き下げるとは、18 歳、19 歳の若年者に早くから社会の構成員としての自覚を持たせることにつながり、また、若年者を将来の国づくりの中心とするという国の決意を示すものです。

(2) 成人式に関する情報発信の必要性

他方で、成人式については、その実施の具体的な方法が法律で定められているわけではなく、その対象年齢を何歳とするか等、成人式の在り方については、地方公共団体の判断で決められるものです。したがって、成年年齢が 18 歳に引き下げられた

ことにより、必然的に成人式の対象年齢が 18 歳に引き下げられるわけではありません。

しかしながら、成年年齢の引下げによって、成人式の対象年齢など、その在り方等について事実上の影響を及ぼす可能性があり、国会審議の場においても、このような観点から、様々な問題点が指摘されました。例えば、成年年齢の引下げを受け、従来は 20 歳の方を対象として 1 月に行われていることの多い成人式が、仮に 18 歳の方を対象として 1 月に行われることになると、対象となる方の受験期と重なり、出席者が減少するのではないか等の問題が指摘されました。

成人式は主催者である地方公共団体の判断で行われるものであるため、一律に、成年年齢の引下げに伴う成人式の時期や在り方等について統一的な指針を示すことは必ずしも適切ではありません。しかしながら、各地方公共団体が成年年齢の引下げ後の成人式の在り方を検討するに当たって独自に参考となる情報を収集することになると、地方公共団体によっては、大きな負担となるおそれがあります。そこで、政府として、関係者との意見交換などを通じて関係者の意見や各地方公共団体の検討状況を取りまとめ、各地方公共団体がその実情に応じた対応をすることができるよう、取りまとめた情報を発信することとなりました。後述の「成人式の時期や在り方等に関する分科会」（以下単に「分科会」といいます。）は、このような情報の取りまとめや発信を目的として設置されたものです。

(3) 分科会の設置及び活動内容等

成年年齢の引下げについては、消費者被害が拡大するのではないか、自立に困難を抱える若年者がさらに困窮するのではないかなどの指摘があり、施行までの間に、成年年齢を引き下げる環境を整備する施策を実行する必要があります。このような施策は複数の府省庁の所管分野に関わることから、関係行政機関相互の密接な連携・協力を確保し、総合的かつ効果的な取組を推進するため、平成 30 年 4 月以降、「成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議」を継続的に開催していくこととなりました。成人式の時期や在り方もこの連絡会議のテーマとして取り上げられ、その検討のため、同年 9 月、分科会を開催することが決定されました。

分科会には、関係府省庁の担当者が構成員として参加しているほか、成人式に関わりのある団体等にオブザーバーとして参加していただき、成人式の当事者である若年者を含む関係者からのヒアリング、市区町村に対するアンケート調査、有益と思われる調査結果等の情報の共有や、これらを踏まえた意見交換などを行ってきました。分科会の構成員は別紙 1 のとおりであり、分科会の開催経緯は別紙 2 のとおりです。

なお、各回の配付資料、議事録については全て法務省ウェブサイト
(http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00234.html) に掲載されていま
すので、ご参照ください。

(4) 本報告書の目的

本報告書は、成人式の在り方についての統一的な指針を示すものではありません。
各地方公共団体が成年年齢引下げ後の成人式の時期や在り方等について検討する
に当たって参考にさせていただくため、分科会におけるヒアリングの場で関係者が述べた意
見や、市区町村に対するアンケート調査の結果など、分科会において収集した情報
を取りまとめたものであり、各地方公共団体に向けてこれらの情報を発信することを目
的として作成されたものです。

2 祝日法における成人の日の意義と民法の成年年齢の関係について

「国民の祝日に関する法律」（以下「祝日法」といいます。）は、昭和 23 年に議員立法によって制定されました。「成人の日」は、同法の制定当初から国民の祝日の一つとして規定されています。成人の日の時期は、以前の元服や裳着（もぎ）が 1 月に行われることが多かったこと等を踏まえ、1 月 15 日とされました。

その後成人の日は、平成 10 年の祝日法改正（議員立法）により、「1 月の第 2 月曜日」と改められました。

祝日法において、成人の日は、「おとなになったことを自覚し、みずから生き抜こうとする青年を祝いはげます」日と定められています。この「おとな」の年齢については、立法当時の国会での議論を経て明確な定義を設けないこととされたという経緯があり、民法の成年年齢と必ずしも一致するものではありません。また、祝日法において、成人式に関する規定はありません。

3 全市区町村を対象とした成人式の実施に関する調査の結果について

分科会においては、各地方公共団体における検討の参考とするため、全ての市町村及び特別区（合計 1,741）を対象として、「成年年齢引下げ後の成人式の実施に関する調査」（以下「本調査」といいます。）を実施し、現在成人式を実施しているかどうか、その対象年齢や時期、成年年齢引下げ後の成人式の対象年齢や時期に関する検討状況について調査を行いました（回答期間は令和元年 6 月 4 日から 14 日まで）。その結果の概要は、以下のとおりです（より詳しい結果は、法務省ウェブサイト（http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00234.html）に掲載されています。）。

(1) 現在の成人式について

本調査によれば、回答した 1,037 市区町村全てにおいて成人式が実施されており、その実施主体、対象年齢や実施時期は、以下のとおりでした。

ア 実施主体について

現在の成人式の実施主体については、下記の表のとおり、「教育委員会」の割合が最も高く、次いで「教育委員会と新成人らによる実行委員会の合同開催」、「首長部局、教育委員会及び新成人らによる実行委員会による合同開催」、「首長部局と教育委員会の合同開催」の順でした。新成人らによる実行委員会が実施主体として参画しているのは全体の約 5 割でした。

		回答数	%
全体		1037	100.0
1	首長部局	47	4.5
2	教育委員会	306	29.5
3	首長部局と教育委員会の合同開催	140	13.5
4	首長部局と新成人らによる実行委員会の合同開催	44	4.2
5	教育委員会と新成人らによる実行委員会の合同開催	239	23.0
6	首長部局、教育委員会及び新成人らによる実行委員会による合同開催	179	17.3
7	新成人らによる実行委員会	42	4.1
8	その他	40	3.9

イ 対象年齢について

現在の成人式の対象年齢は、下記の表のとおり、「20 歳」が最も高く 9 割を超えており、次いで「21 歳」という結果でした。

		回答数	%
全体		1037	100.0
1	20 歳（年度中に 20 歳に達する人＝19 歳の者と 20 歳の者が対象となる）	969	93.4
2	21 歳（年度中に 21 歳に達する人＝20 歳の者と 21 歳の者が対象となる）	65	6.3
3	その他	3	0.3

ウ 実施時期について

実施時期は、下記の表のとおり、「1 月（成人の日を含む三連休）」が最も多く、次いで「1 月（成人の日を含む三連休以外）」であり、回答全体の約 9 割が 1 月に実施しているという結果でした。1 月以外の時期では、「8 月（お盆の時期など）」が 9.3%で最多でした。なお、「1 月（成人の日を含む三連休以外）」との回答は九州・沖縄地方や四国地方の市区町村に多く、「8 月（お盆の時期など）」との回答は東北地方や中部地方の市区町村に多く見られました。

また、成人式を「1 月（成人の日を含む三連休）」に実施する理由として最も多かったのは、「成人の日が 1 月に設定されているから」（90.1%）で、1 月の成人の日を含む三連休に実施しない理由として最も多かったのは、「対象者が集まりやすい」（70.9%）、次に多かったのが「年末年始に帰省後、仕事や学校等で U ターンした

後に再び帰省することが対象者にとって負担が大きい」(65.1%)というものでした。

		回答数	%
全体		1037	100.0
1	1月(成人の日を含む三連休)	776	74.8
2	1月(成人の日を含む三連休以外)	143	13.8
3	3月(春休みなど)	3	0.3
4	4月・5月(ゴールデンウィークなど)	12	1.2
5	8月(お盆の時期など)	96	9.3
6	その他の時期	7	0.7

(2) 成年年齢引下げ後の成人式について

本調査によれば、各市区町村の成年年齢引下げ後の成人式の対象年齢及び実施時期の検討状況は、以下のとおりでした。

ア 成年年齢引下げ後の成人式の対象年齢に関する方針決定の有無について

成年年齢引下げ後の成人式の対象年齢については、下記の表のとおり、「現在検討中である」との回答が最も多く、次いで、「検討していない」との回答でした。すでに方針を決定しているとの回答をしたのは 67 市区町村であり、割合は 6.5% でした。

		回答数	%
全体		1037	100.0
1	決定している	67	6.5
2	現在検討中である	683	65.9
3	検討していない	287	27.7

イ 成年年齢引下げ後の成人式の対象年齢について

成年年齢引下げ後の成人式の対象年齢を決定していると回答した 67 市区町村の中では、下記の表のとおり、対象年齢を「20 歳」とするのが最も多く、9 割を超えていました。「18 歳」「19 歳」を対象年齢とするのは合わせて 3 市区町村でした。

対象年齢を 20 歳または 21 歳することとした理由(複数回答可)としては、「18 歳の 1 月に実施すると、受験と重なり、出席者が減少するから」が 73.4% (47 市区町村) と最も多く、「18 歳で成人式を実施すると、実行委員会の活動時期と受

験などの準備期間が重なり、新成人らが実行委員会に参加することが難しくなるから」が 53.1%（34 市区町村）、「対象者が集まりやすいから」が 40.6%（26 市区町村）、「民法の成年年齢と成人式の対象年齢は必ずしも一致させる必要がないから」が 39.1%（25 市区町村）、「現状を変える必要がないから」が 35.9%（23 市区町村）でした。

他方、対象年齢を 18 歳または 19 歳とすることとした理由（複数回答可）としては、「民法の成年年齢が 18 歳に引き下げられたから」が 100%（3 市区町村）、次に多かったのが、「法律上、「大人」として扱われることになる年齢の前後で成人式をすることにより、若者の自覚を促すことができるから」で 33.3%（1 市区町村）となりました。

なお、成人式の対象年齢を 18 歳又は 19 歳とすると、成年年齢の引下げが施行される令和 4 年 4 月以降に実施する最初の成人式においては、複数の年齢を対象として行うこととなりますが、これに対する対処方法として最も多かったのは、「複数日程で開催する」で 66.6%（2 市区町村）でした。

		回答数	%
全体		67	100.0
1	18 歳（年度中に 18 歳に達する人）	2	3.0
2	19 歳（年度中に 19 歳に達する人）	1	1.5
3	20 歳（年度中に 20 歳に達する人）	61	91.0
4	21 歳（年度中に 21 歳に達する人）	3	4.5
5	成人式は実施しない	0	0.0
6	その他	0	0.0

ウ 成年年齢引下げ後の成人式の実施時期に関する方針決定の有無について

成年年齢引下げ後の成人式の実施時期については、下記の表のとおり、「現在検討中である」との回答が最も多く、次いで、「検討していない」との回答でした。すでに方針を決定しているとの回答をしたのは 94 の市区町村であり、割合は 9.1%でした。

		回答数	%
全体		1037	100.0
1	決定している	94	9.1

2	現在検討中である	610	58.8
3	検討していない	333	32.1

Ⅱ 成年年齢引下げ後の成人式の実施時期について

成年年齢引下げ後の成人式の実施時期を決定していると回答した 94 市区町村の中では、下記の表のとおり、実施時期を「1 月（成人の日を含む三連休）」としている市区町村が最も多く、次いで、「8 月（お盆の時期など）」、「1 月（成人の日を含む三連休以外）」の順でした。なお、すでに方針を決定している 94 市区町村の実施時期は、全て現在の実施時期と同じ時期であり、成年年齢の引下げに伴って成人式の実施時期を変更した市区町村はありませんでした。

		回答数	%
全体		94	100.0
1	1 月（成人の日を含む三連休）	68	72.3
2	1 月（成人の日を含む三連休以外）	7	7.4
3	3 月（春休みなど）	0	0.0
4	4 月・5 月（ゴールデンウィークなど）	1	1.1
5	8 月（お盆の時期など）	18	19.1
6	その他の時期	0	0.0

4 成年年齢引下げに関する世論調査の結果について

内閣府は、平成 30 年 11 月 29 日から 12 月 24 日にかけて、成年年齢引下げに関する世論調査を実施しました。これは、16 歳から 22 歳までの年齢層 3,500 人と、40 歳から 59 歳までの年齢層 1,500 人の合計 5,000 人を対象として、成人式の対象年齢や実施時期を含め、成年年齢の引下げについての意見を調査したものであり、有効回収数は 16 歳から 22 歳までの年齢層 1,802 人、40 歳から 59 歳までの年齢層 958 人でした。

その結果の概要は、以下のとおりです（より詳しい結果は、法務省ウェブサイト（http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00234.html）に掲載されています。）。

(1) 成年年齢引下げの成人式の対象年齢

この世論調査によれば、成年年齢引下げ後の成人式の対象年齢について、下記の表のとおり、16 歳から 22 歳までの年齢層と 40 歳から 59 歳までの年齢層のいず

れの年齢層においても、20 歳の方を対象に実施するのがよいと思う者の割合が最も多くなりました。いずれの年齢層においても、18 歳の方を対象に実施するのがよいと思う者の割合が20 歳に次いで高く、その次に19 歳の方を対象に実施するのがよいと思う者の割合が高いという結果となりました。

		16 歳～22 歳の年齢層		40 歳～59 歳の年齢層	
		回答数	%	回答数	%
全体		1802	100.0	958	100.0
1	18 歳（年度中に18 歳に達する人）	341	18.9	330	34.4
2	19 歳（年度中に19 歳に達する人）	135	7.5	60	6.3
3	20 歳（年度中に20 歳に達する人）	1295	71.9	527	55.0
4	21 歳（年度中に21 歳に達する人）	11	0.6	6	0.6

(2) 成年年齢引下げ後の成人式の実施時期について

成年年齢引下げ後の成人式の実施時期については、下記の表のとおり、16 歳から22 歳までの年齢層、40 歳から59 歳までの年齢層のいずれの年齢層においても、「1 月（成人の日など）」に実施するのがよいと思う者の割合が最も高くなりました。いずれの年齢層においても、次いで「3 月（春休みなど）」に実施するのがよいと思う者の割合が高く、その次が「4 月・5 月（ゴールデンウィークなど）」との結果となりました。

		16 歳～22 歳の年齢層		40 歳～59 歳の年齢層	
		回答数	%	回答数	%
全体		1802	100.0	958	100.0
1	1 月（成人の日を含む三連休）	1142	63.4	535	55.8
3	3 月（春休みなど）	434	24.1	182	19.0
4	4 月・5 月（ゴールデンウィークなど）	130	7.2	87	9.1
5	8 月（お盆の時期など）	53	2.9	86	9.0
6	その他の時期	25	1.4	45	4.7

なお、対象年齢についての回答と実施時期についての回答との関係については、20 歳を対象年齢とするのがよいと回答した方の中では、1 月に実施するのがよいという方が16 歳から22 歳までの年齢層で70.0%、40 歳から59 歳までの年齢層で

69.1%，18 歳を対象年齢とするのがよいと回答した方の中では，1 月に実施するのがよいという方が 16 歳から 22 歳までの年齢層で 49.3%，40 歳から 59 歳までの年齢層で 39.7%という結果でした。

また，成人式の実施時期と成人の日の関係については，基本的に同じ時期であるほうがよいという回答が，16 歳から 22 歳までの年齢層においても，40 歳から 59 歳までの年齢層においても，約 6 割を占めました。

5 一般社団法人全国高等学校 P T A 連合会によるアンケートの結果について

一般社団法人全国高等学校 P T A 連合会は，平成 30 年 12 月から平成 31 年 1 月にかけて，加盟する 3,963 の高校 P T A の会長に対して成人式に関するアンケートを実施し，そのうちの 2,183 の高校 P T A の会長（約 55%）が回答しています。その結果の概要は，以下のとおりです（より詳しい結果は，法務省ウェブサイト（http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00234.html）に掲載されています。）。

このアンケートによると，成人式の意義について尋ねたところ，「大人になった自覚を促す」との回答が 72.4%，「人生の節目として，将来について考える機会となる」との回答が 72.2%，「地元の友人と再会したり地域の人と触れ合ったりすることで，地元への愛着を育む」との回答が 53.8%，「地域をあげて未来を担う新成人を祝い励ます」との回答が 39.8%，「同窓会としての意味がある」との回答が 25.2%，「袴や振袖を着るなど，日本の伝統文化に触れるきっかけとなる」との回答が 18.8%，「成人式には意味がない」との回答が 2.9%でした。

成年年齢引下げ後の成人式の対象年齢は何歳とするのがよいか，という問いに対しては，「20 歳」が 53.7%と最も多く，次に「18 歳」が 26.6%，「19 歳」が 12%という結果となりました。

また，仮に成年年齢引下げ後の成人式の対象年齢を 18 歳とする場合，成人式はどのような時期に実施するのがよいか，という問いに対しては，「1 月（成人の日など）」が 31.7%と最も多く，次に「3 月（春休みなど）」が 25.8%，「4 月・5 月（ゴールデンウィークなど）」と「8 月（お盆の時期など）」が共に約 13%という結果となりました。

6 公益財団法人日本財団による意識調査

公益財団法人日本財団は，平成 30 年 12 月 3 日から 6 日にかけて，全国の 17 歳～19 歳の男女 800 人を対象として，成人式に関する意識調査を実施していました。

その結果の概要は、以下のとおりです（より詳しい結果は、法務省ウェブサイト（http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00234.html）に掲載されています。）。

この調査によると、成人式のあり方について思うことは何か、との問いに対して、「人生において大切な行事」、「節目」、「伝統行事」などの回答が多数みられたほか、「成人になったことを自覚する場」、「同級生に会えるのが楽しみ」という回答もみられ、一方で、成人式で騒ぎが起こることに対する否定的な意見や、成人式自体に興味がない旨の回答もみられました。

成人式に出席したいかという質問に対しては、全体で 70.6%（男性 69.3%，女性 72.0%）が出席したいと回答し、その理由としては、「同級生に会えるから」が 66.4%（男性 67.9%，女性 64.9%）で最も多く、次いで、「成人式で祝うことで人生の節目としたいから」54.3%（男性 56.7%，女性 52.1%），「着物・振り袖を着られるから」32.6%（男性 7.2%，女性 56.9%），「式典に出席することで、成人になったことを自覚すると思うから」31.3%（男性 27.4%，女性 35.1%）などが続きました。

また、何歳で成人式を行うのがふさわしいかとの問いに対しては、「20 歳」が 74.0%，「18 歳」が 23.9%となりました。「20 歳」とした理由については、「18 歳だと受験に重なる時期だから」との回答が 62.8%，「18 歳だと成人式に合わせてお酒を飲んだりタバコを吸ったりできないから」との回答が 38.2%，「18 歳だと（進学のため）金銭的に余裕がない時期だから」との回答が 33.6%，「18 歳だと就職の準備がある時期だから」との回答が 23.8%でした。

「18 歳」とした理由については、「引き下げられた成人年齢である 18 歳がふさわしい」との回答が 62.8%，「18 歳で成人になるのに、成人式が違う年齢だと混乱するから」との回答が 39.8%，「18 歳でも成人になったと自覚できるようになると思う」との回答が 30.9%，「20 歳だと就職の準備がある時期だから」との回答が 4.2%でした。

7 分科会において実施したヒアリング及び意見交換における意見

分科会においては、成人式の当事者である若年者を含む関係者の意見を聴取するために、関係者や関係団体のヒアリングを実施するとともに、これらのヒアリングによって得られた意見を基に意見交換を行いました。具体的なヒアリング対象者については、別添 2 の「成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議 成人式の時期や在り方等に関する分科会の開催経緯等」を御参照ください。

これらのヒアリング等を通じて、成人式の意義や、成年年齢引下げ後の成人式の対象年齢をどのように考えるかについて、様々な意見が出されました。その内容は次のとおりです。

(1) 成人式の意義について

成人式の意義については様々な捉え方が示されましたが、その主なものは次のとおりです。

- ・人生における大きな節目であり、若年者に対し、責任ある大人としての自覚や社会参加を促す厳粛な儀式

- ・若年者が大人になるまで様々な形で支えてくれた周囲や社会に対して感謝する機会

- ・地域社会や家族が若年者の大人としての門出を祝福する機会

- ・親にとって、これまで子ども扱いしていた子を一人前として扱う節目としての意義

- ・若年者が日本の文化と伝統に触れる機会

- ・実行委員会という形で若年者が関与してみんなで作り上げる集いの場としての意義

このほか、進学、就職等により地元を離れている若年者が地元に戻ることににより、若年者が地域の人とふれ合う機会になり、また、地元が活性化する機会になるとの指摘もありましたが、このような意義はあくまで副次的なものであるとの意見もありました。

(2) 成年年齢引下げ後の成人式の対象年齢及び在り方について

分科会におけるヒアリングにおいて、成人式の関係者から意見を聴取し、意見交換を行ったところ、その内容は、①18歳の方を対象として、成年に達したことの自覚を促すための教育的な行事や取組を行うことが望ましい、②成年年齢引下げ後の成人式の対象年齢については、18歳にすべきとの意見と20歳にすべきとの意見の双方が出されたが、これまでと同様に20歳の方を対象として実施するという意見が多数であった、と要約することができます。

以下では、それぞれの意見の理由及びそれぞれの意見を採用した場合の成人式の在り方について、ご紹介します。

ア 成年年齢引下げ後の成人式の対象年齢を18歳とすべきとの意見

(ア) 対象年齢を18歳とする理由

対象年齢を18歳とすべきであるとの意見の理由として、次のようなものが挙げられました。なお、ヒアリングを行った地方公共団体の中には、夏に実施することを前提として19歳を対象年齢とするという意見もありました。

- ・成年年齢が 18 歳に引き下げられたことから、成年となったことの自覚を促すための機会として、できるだけ早い段階で成人式を実施した方がよい。

- ・成年年齢の引下げから数年が経過し、18 歳でおとなになるという認識が社会に定着すれば、成人式の対象者も 18 歳とすることが自然になると考えられる。

- ・対象者が 18 歳に達する年度の 1 月に成人式を実施すると、対象者が受験や就職を控える時期に参加することとなって適切ではないという問題については、その翌年度（対象者の全員が 18 歳となった年度）に実施することや 5 月などに実施時期を変更することによって解決することができる。

- ・成年年齢引下げ直後の成人式に 18 歳～20 歳の新成人が参加することとなるため会場確保が困難という問題については、日程を複数回設けることなどで対処予定である。

このほか、成人式の対象年齢を 20 歳とすべきとの意見を有する参考人においても、成年年齢引下げ後の成人式の対象年齢を 18 歳とすることのメリットとして、20 歳の方と 19 歳の方が参加者に混在することで発生し得る未成年飲酒の問題が激減する、制服での参加等によって家庭の経済的負担が軽減する点を指摘する意見もありました。

(イ) 成人式の在り方

成人式の対象年齢を 18 歳とするのであれば、対象者が参加することができるようにするため、5 月などに実施時期を変更する必要があるとの意見がありました。

また、成人式を成人の日に合わせて 1 月に実施するのであれば、参加することができない対象者が多いことに鑑み、式典自体の実施を見直すことも検討課題になり得、式典に代えて税金や年金に関する知識を記載したパンフレットの送付などを行うことも考えられるとの意見がありました。

イ 成年年齢引下げ後の成人式の対象年齢を 20 歳とすべきとの意見

(ア) 対象年齢を 20 歳とする理由

- ・大学生や社会人としての経験を積むことにより、社会の規範をより深く理解し、より深い自覚を持って社会に貢献することができるようになるため、20 歳の方を対象とする方が成人式がより意義深いものになる。

- ・20 歳を対象とすることにより、参加者本人だけでなく家族も含めて落ち着いた環境で成人を祝うことができ、家族、旧友、地域社会とのつながりをしっかりと確認することができる。

- ・一度その地域を離れた人が成人式を機会に帰省し、同窓生と交流することで、Uターン就職のモチベーションが生まれ、地域の活性化につながる。

- ・飲酒や喫煙などは20歳になるまで禁止されており、20歳で大人として扱われる環境が整う。

- ・成人式の対象年齢を18歳として1月に成人式を実施した場合、対象者の多くが大学受験や就職の準備等で時間的・精神的・経済的余裕がないため、成人式への出席者が少なくなる。その結果、若年者が新成人として一堂に集う習慣がなくなり、成人式という日本の文化が失われる。

- ・成人式の対象年齢を18歳とすると、大学入学のための準備などで家計の負担が増える時期と成人式が重複することになり、家庭の経済的負担が大きくなる。

- ・成人式の対象年齢を18歳とすると、成年年齢引下げ直後の成人式には、18歳から20歳までの新成人が参加することとなり、主催する地方公共団体等が混乱する。

(イ) 成人式の在り方

式典としての成人式の対象年齢を20歳とする場合であっても、18歳の者を対象として、民法上の成年に達したことを自覚させるため、何らかの教育的行事（記念講演など）を実施することも考えられるという意見がありました。

また、「成人式」における「成人」と民法上の成年とは必ずしも一致しませんが、文脈によってはこれが同じ意味で用いられる場合もあることに鑑み、成年年齢引下げ後に成人式の対象年齢を20歳とするのであれば、「はたちを祝う会」など、「成人式」という名称を変更することも考えられるとする意見もありました。

8 結語

本報告書においては、分科会において実施した、市区町村の検討状況に関する調査をはじめとする各種調査の結果と、分科会において実施したヒアリングや意見交換で出された、成年年齢引下げ後の成人式の当事者である若年者を含む関係者の意見をとりまとめました。

これらの情報が、各地方公共団体における成年年齢引下げ後の成人式の在り方に関する検討に資することになれば幸いです。

(別紙1)

成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議
成人式の時期や在り方等に関する分科会の開催について

平成 30 年 9 月 3 日
成年年齢引下げを見据えた環境整備
に関する関係府省庁連絡会議議長決定
平成 30 年 10 月 30 日
一部改正

- 1 成人式は、その時期や在り方等について法律上の定めはなく、各地方自治体の判断で実施されているものの、民法の成年年齢の引下げによって様々な影響が生ずることが予想される。今後の民法の成年年齢引下げを見据え、成人式の時期や在り方等について、各地方自治体における検討に資するための情報発信を行うため、成人式の時期や在り方等に関する分科会（以下「分科会」という。）を開催する。
- 2 分科会の構成は、次のとおりとする。ただし、座長が必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

座 長 法務省民事局参事官（成年年齢担当）
座 長 代 理 内閣府大臣官房総務課管理室長
文部科学省総合教育政策局地域学習推進課長
構 成 員 総務省大臣官房企画課長
オブザーバー 厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長
経済産業省製造産業局生活製品課伝統的工芸品産業室長
全国市長会
全国町村会
全国都市教育長協議会
全国市町村教育委員会連合会
全国町村教育長会
- 3 分科会の庶務は、内閣府及び文部科学省の協力を得て、法務省において処理する。
- 4 前各項に定めるもののほか、分科会の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。

(別紙 2)

成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議

成人式の時期や在り方等に関する分科会の開催経緯

- 第 1 回分科会 平成 30 年 10 月 31 日 (水)
 - ・分科会設置の趣旨, 今後の会議の進め方についての説明, 意見交換等
- 第 2 回分科会 平成 30 年 11 月 26 日 (月)
 - ・参考人からの意見聴取
 - (1) 奥山 功氏 (日本きもの連盟会長理事)
 - (2) 堀 恵介氏 (協同組合日本写真館協会理事)
 - (3) 米倉 美寿々氏 (中央区新成人のつどい実行委員会 O B O G 会会長)
 - (4) 上田 廣久氏 (京都市子ども若者はぐみ局子ども若者未来部長)
 - ・意見交換
- 第 3 回分科会 平成 31 年 2 月 1 日 (金)
 - ・参考人からの意見聴取
 - (1) 二川 哲男氏 (全日本美容業生活衛生同業組合連合会常務理事)
 - (2) 内田 志づ子氏 (一般社団法人全国高等学校 P T A 連合会常務理事・事務局長)
 - ・意見交換
- 第 4 回分科会 平成 31 年 3 月 20 日 (水)
 - ・内閣府が実施した世論調査の結果の報告
 - ・自治体に対するアンケート調査の項目の検討
- 第 5 回分科会 令和元年 6 月 27 日 (木)
 - ・自治体に対するアンケート調査の結果の報告
- 第 6 回分科会 令和元年 7 月 29 日 (月)

- ・自治体に対するアンケート調査の結果（クロス集計結果）の報告
- ・参考人からの意見聴取

真城 孝之氏（大分県国東市教育委員会社会教育課長）

○ 第7回分科会 令和元年10月30日（水）

- ・意見交換

○ 第8回分科会 令和2年3月（持ち回り開催）

- ・取りまとめの報告（成人式の時期や在り方等に関する報告書）

